

オリックス銀行株式会社 御中

ご記入日(西暦) 年 月 日

該当事項はすべて自署により記入してください。

※ 投資信託口座をお持ちで住所または氏名の変更がある場合は、法令に基づき、別途、「特定口座異動届出書(兼 告知書)」の提出が必要となります。

ご登録いただいている氏名(自署) フリガナ お届け印 生年月日 西暦 年 月 日

今般、以下のとおり届出事項を変更しましたので、関係書類を添えお届けします。

※ お届け印が複数ある場合は、いずれかのお届け印を一つだけ鮮明に押印してください。

1. 変更事項 該当する事項のみご記入ください。(チェック「レ」をつけてください。)

住所(※) 氏名(※) 電話番号 固定電話 携帯電話 Eメール アドレス PC インターネット取引のみ 携帯電話 インターネット取引のみ 勤務先 住所 勤務先名 所属部署 電話番号 職業

2. お取引種類 該当のお取引にチェック(レ)のうえ、口座番号等をご記入ください。

3. お届け印の変更

お届け印を変更する場合は、該当する預金等のお届け印にチェック(レ)の上、「取引印鑑届」をご提出願います。

取引種類 口座番号 ※ダイレクト預金は契約番号まで記入ください。 ※eダイレクト金銭信託・かんたん相続信託は金銭信託顧客番号を記入ください。 旧印 新印

<銀行使用欄>

受付日 年 月 日 処理日 年 月 日 ダイレクト預金の有無 有・無 「有」の場合口座番号 (契約番号)

顧客番号(CIF)

注1) NOTIS事故コード「41:郵便物返戻」登録が「有」の場合は、解除する。 注2) 「氏名」変更があった場合は、Papionの氏名変更をする。

投資信託の有無 有・無 その他取引のないことの確認 有・無

受付 印鑑照合 変更登録 S情報先確認 NOTIS事故コード解除オケ Papion「氏名」変更オケ 検印 (有・無) (有・無)

※ 融資取引、カードローン取引その他取引があった場合は、該当部署へ写しを回付する。

※ 使用しない欄は、斜線を引く。

※ 注1

※ 注2

(保存10年)

～ 手続きにあたってのお願い ～

○届出事項変更届

1. 「届出事項変更届」と共にご提出いただく確認書類

変更事項別にご提出いただく確認書類は以下のとおりです。

※ 投資信託口座をお持ちの方で、別途、「特定口座異動届出書(兼告知書)」の添付書類として以下の確認書類をご準備いただく場合は、本届出書の確認書類と兼ねることができますので重複して提出する必要はありません。

変更事項	ご提出いただく確認書類	その他の書類	ご注意(必ずお読みください)
★住所	必要ありません。	必要ありません。	<ul style="list-style-type: none"> 投資信託口座をお持ちの方で、「特定口座異動届出書(兼告知書)」を提出する場合は、確認書類が必要となりますのでご注意ください。
氏名	<以下のいずれかの公的書類> <ul style="list-style-type: none"> 「戸籍全部事項証明書(謄本)」、「戸籍個人事項証明書(抄本)」、もしくは「戸籍の附票の写し」の原本またはその写し ⇒発行後6か月以内のもの 「住民票の写し」の原本またはその写し ⇒発行後6か月以内のもの 「個人番号カード(マイナンバーカード)」の表面の写し ⇒有効期限内のもの 「運転免許証」または「運転経歴証明書」の写し(いずれも両面とも) ⇒有効期限内のもの 「在留カード」または「特別永住者証明書」の写し(いずれも両面とも) ⇒有効期限内のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 取引印鑑届 預金証書 	<ul style="list-style-type: none"> 改姓・改名の事実(旧氏名の表示)が記載されているものに限ります。 預金証書は、ダイレクト預金のお客さまのみ提出をお願いします。 「住民票の写し」とは、コピーのことではありません。 本籍地、個人番号(マイナンバー)、住民票コードの記載のないものをご提出ください(本籍地、個人番号、住民票コードの記載がある場合、該当箇所をご家族分も含め、全て塗りつぶしてください。) 「個人番号カード(マイナンバーカード)」は、表面のみコピーしてください(裏面のコピーは提出不要)。 「運転免許証」の免許条件欄にある保健医療情報の記載は塗りつぶしてください。
★電話番号	必要ありません。	必要ありません。	—
★Eメールアドレス	必要ありません。	必要ありません。	(インターネット取引がある場合に限りです。)
お届け印	原則、必要ありません。 ただし、旧届出印鑑が磨耗、欠損等により印鑑照合ができない状態の場合には、預金者本人(氏名、住所)が確認できる以下の書類のいずれかをご提出ください。 <ul style="list-style-type: none"> 「住民票の写し」もしくは「住民票記載事項証明書」の原本またはその写し ⇒発行後6か月以内のもの 「個人番号カード(マイナンバーカード)の表面の写し ⇒有効期限内のもの 「運転免許証」または「運転経歴証明書」の写し ⇒有効期限内のもの 「在留カード」または「特別永住者証明書」の写し ⇒有効期限内のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 取引印鑑届 	<ul style="list-style-type: none"> お届け印が複数ある場合で、改印のお手続きをされる場合には、改印されるお届け印ごとに、お届けが必要です。 お届け印を喪失された場合は「喪失届(兼手続依頼書)」の送付を当社へご依頼ください。 「住民票の写し」とはコピーのことではありません。 本籍地、個人番号、住民票コードの記載のないものをご提出ください。(本籍地、個人番号、住民票コードの記載がある場合、該当箇所をご家族分も含め、全て塗りつぶしてください。) 「個人番号カード(マイナンバーカード)」は、表面のみコピーしてください(裏面のコピーは提出不要)。 「運転免許証」の免許条件欄にある保健医療情報の記載は塗りつぶしてください。
★勤務先	必要ありません。	必要ありません。	(転勤等による勤務地の変更もお届けください。)
★職業	必要ありません。	必要ありません。	—

★ eダイレクト預金または優遇金利付き普通預金をご利用のお客さまは、★印の事項については、インターネットによる変更手続きもお取り扱いしています。ただし、投資信託口座をお持ちの場合は、お取り扱いできません。

・その他不明な点があれば、当社の担当部署におたずねください。